平成２１年（フ）第２１１３号
福岡県宗像市自由ヶ丘11丁目14番地４
債務者　輪田　　貞
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４８７号
福岡県古賀市天神５―13―16レオパレス21シャルマン103号
債務者　荻本　和之
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５３８号
福岡県宗像市田熊５丁目３番13号
債務者　藤田　敏一
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６３４号
福岡県糸島市前原南２丁目１番24号
債務者　折野　　崇
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７８６号
福岡県筑紫郡那珂川町下梶原１丁目４番12号第５タカキハイツＢ201号
債務者　境屋由美子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８５１号
福岡市東区原田１丁目47番20―304号
債務者　草田麻利絵
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８９２号
福岡市東区箱崎２丁目12番20号
債務者　城戸　好子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９８４号
福岡市博多区麦野６丁目９番１号
債務者　湯川智穂子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１０６号
福岡市城南区七隈５丁目２番８号
債務者　寺町　信子（旧姓今瀬）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１２１号
福岡県古賀市天神１丁目16番21号
債務者　鶴岡　正雄
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１２２号
福岡県古賀市駅東２丁目３番10号
債務者　鶴岡　優子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１６４号
福岡市博多区山王２丁目８番18―303号
債務者　嘉藤　達也
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１６５号
福岡市博多区山王２丁目８番18―303号
債務者　嘉藤　夏織
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１６９号
福岡市博多区吉塚２丁目８番25号
債務者　宗金　博美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１９５号
福岡市早良区小田部３丁目７番32号
債務者　大迫　義春
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２１５号
福岡県糸島市神在1207番地１
債務者　平田　広繁
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３１３号
福岡市南区大楠１―35―19ロイヤル日赤通り80　1406号
債務者　村山美奈子（旧姓守田）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３２２号
福岡市西区小戸４丁目11番38―603号
債務者　岩頭　利雄
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部